

平成27年度 一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会

助成事業について

平成26年度は、各ブロックにおける事業所のキャリア形成を促進するための研修を実施した場合に、研修に要する費用を補助することを目的とし、ブロック活動費として実施しております。ブロック活動費による助成事業については、基本的に毎年度の予算によります。平成27年度については、各ブロック10万円を予定しており、助成事業として計画し、本協会の総会にて承認いただき開催することとなります。

尚、基本的なこととして平成27年度より

- ①ブロックにて行うブロック活動費を使用しない事業を「ブロック事業」と呼ぶ
- ②ブロックにて行うブロック活動費による事業を「助成事業」と呼ぶ
- ③大前提としてブロックで行われる事業は本協会の事業として組み入れられ、会計も一体として扱われる

となっております。

問1

助成事業を実施するためにはどのようにしたらいいのですか？

(答え)

12月12日までに助成事業の事業計画、収支予算等を本会に申請していただきます。その上で、事業計画、収支予算が承認された場合実施することが出来ます。

申請の際に必要な書類等は、ブロック選出理事にメールでお送りしていますので、そちらを使用してください。

問2

助成事業を開催した場合、参加者より会費は徴収できますか？

(答え)

ブロックの会員の皆様への還元という理由と、広く当協会の事業を知ってもらい会員になっていただきたいという理由もありますので、無料で開催してください。

問3

助成事業を開催した場合、本部事務局より仮払を受けなければなりませんか？

(答え)

基本的には、請求書を本部に送っていただき本部にて振込みが基本です。ブロックで現金による処理が必要となる場合は、仮払申請をして下さい。

問4

助成事業による研修を開催した場合、他団体事業の一部を負担するために支出は出来ますか？

(答え)

あくまで、助成事業は、会員への還元、及び、非会員の皆さんに協会活動を知っていただくための機会として活用していただき、会員の拡大につなげていくという意味も持っていますので、他団体事業の一部を負担するための支出は行わないで下さい。

問5

助成事業による研修を他団体等との共催事業（会計上支出の負担がある場合の共催事業）として行うことや、後援は出来ますか？

(答え)

基本的には問3と同様となりますが、他団体等との共催事業（会計上支出の負担がある場合の共催事業）としては行わないで下さい。また、後援も同様に行わないで下さい。

問6

講師への謝礼の額は決まっていますか？

(答え)

平成26年度第2回理事会の決議により、講師謝礼支給規定にかかわらず、謝礼の額については上限を10万円としブロックにて自由に決定することが出来ます。なお、平成26年下半期のブロック活動費の申請から適用されます。

平成27年度 一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会

助成事業

内 容	可 否 等
研修の参加費の徴収	できない
協会事務局より仮払（現金による処理が必要な場合）	必須
他団体事業への経費一部負担支出	できない
他団体等との共催事業	できない
他団体事業への後援	できない

※ 各ブロックの会計処理が全て期限内（毎月5日 必着）に報告されることを前提としています

※ 平成27年度福祉・介護人材確保総合対策事業費補助金 キャリアパス支援研修事業について助成事業の対象とはなりません。